

樹木採取権設定申請書作成要領

1 申請書の構成

樹木採取権設定申請書の構成は、次のとおりとします。

- (1) 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

(国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。）第 8 条の 9 第 1 項第 1 号関係）

申請様式 1：事業の基本的な方針

- (2) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項

(法第 8 条の 9 第 1 項第 4 号関係)

申請様式 2：経営管理の状況

(国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 農林省令第 40 号。以下「規則」という。）第 28 条の 7 第 1 号関係（規則第 28 条の 9 第 2 号及び第 3 号の内容を含む。）)

申請様式 3：資産及び収支その他の経理の状況

(規則第 28 条の 7 第 2 号関係)

- (3) 樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額
(法第 8 条の 9 第 1 項第 5 号関係)

申請様式 4：樹木料の算定の基礎となる額（申請額）

- (4) 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係、木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限り。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

(法第 8 条の 9 第 1 項第 6 号関係、規則第 28 条の 8 関係)

申請様式 5：木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項

- (5) 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項

(法第 8 条の 9 第 1 項第 7 号関係)

申請様式 6：地域の産業の振興に対する寄与に関する事項

(規則第 28 条の 9 第 1 号関係)

申請様式 7：雇用管理の改善に関する事項

(規則第 28 条の 9 第 3 号関係)

申請様式 8：国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(規則第 28 条の 9 第 4 号関係)

申請様式 9：参加資格要件に関する誓約書

(規則第 28 条の 9 第 4 号関係)

申請様式 10：欠格事由に関する誓約書
(規則第 28 条の 9 第 4 号関係)

- (6) 樹木採取権実施契約に関する事項
(法第 8 条の 14 関係)
参考様式：採取希望時期

2 留意事項

- (1) 申請書のサイズは日本産業規格 A 4 とします。
- (2) 申請書の記載内容は、簡潔に記載してください。
- (3) 申請書の提出に当たっては、申請書及び申請様式において添付することとされた書類を添付して提出してください。

3 提出先

〒064-8537

北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 10 番

北海道森林管理局 森林整備部 資源活用第一課 企画官（長期安定供給）

電話番号：011（622）5247

電子メールアドレス：h_jumoku@maff.go.jp

4 申請様式の内容

記載に当たっては、公募において示された法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針及び参加資格要件の内容のほか、以下に留意してください。

記載事項	内容に関する留意事項
事業の基本的な方針 (申請様式1)	以下の項目に関して、具体的内容を記載してください。 - 樹木採取区における樹木の採取に関する方針 公募時に示された法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画を踏まえ、樹木の採取に関する方針及び事業実行上の工夫等について記載してください。 (記載事項例) 施業の方法(伐区面積、保護樹帯、路網開設・維持、地形・地質、降水量等への配慮等)、自然環境への配慮、安全対策 - 木材の安定的な取引関係の確立に関する方針 連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他事業者による国産材の新規需要開拓に係る主要な取組等について記載してください。 * 既存の国産材需要に悪影響を与えない工夫があれば記載すること。 - その他 事業を実施する際の林業経営の改善・向上、人材の育成・確保等の取組・工夫について記載してください。 (記載事項例) 効率的な作業システムによる生産性の向上、生産工程の分析、適切な原価計算等を通じた生産管理、研修への参加及び雇用管理の改善等
経営管理の状況 (申請様式2)	以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記入するほか該当する項目に☑してください。 - 森林経営管理法に基づき都道府県に公表されている事実 公表されている場合には、上欄にチェックをしてください。 - 生産性の向上又は素材生産量の増加 現状及び目標とする事業年度の見込みを記載してください。 - 適切な生産管理又は流通の合理化 - 作業日報の作成・分析による進捗管理及び生産工程の見直し - 作業システムの改善 - 製材工場等需要者との直接的な取引 - 木材流通業者、森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 - 森林所有者、工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通の合理化等 - 造林・保育の省力化・低コスト化 - 伐採・造林の一貫作業システムの導入 - コンテナ苗の使用 - 低密度植栽 - 列状間伐の導入 - 主伐後の再造林の確保 - 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 (造林を他の事業体と連携することも可) - 主伐後の適切な更新 - 素材生産の実施体制の確保及び同種事業の実績 - 素材生産に関して北海道の登録林業事業体に登録されて3年以上経過しているか、3年以上の事業実績を有しているか、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上あるか。 - 申請者が直接雇用している現場作業職員による施業の実績

	・申請者から他者への請負による施業の実績 ・申請者が中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合等である場合、組合員による施業の実績 (2) 森林施業プランナーを有しているか、又はその育成に努めているか。 (3) 農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村における素材生産事業の受注の実績の有無（過去 3 年間）。 7 技術者（現場代理人）の事業実績 農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の人数（過去 5 年間）。 8 技術者等の保有資格 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター（森林総合監理士）について、複数の資格を有している人数（申請様式 2－2 と整合させてください。） 9 林業技能士の資格 職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1 級林業技能士又は 2 級林業技能士の資格の有無 10 伐採・造林に関する行動規範の策定等 ・独自の行動規範等の策定 ・所属する団体、都道府県、市町村等が策定した行動規範等の遵守 11 現場作業職員等の技術の向上 ・林業技能士の配置 ・現場作業職員等への技術指導 ・研修会・講習会の開催・参加 ・「緑の雇用」事業の活用 ・資格取得への支援 12 労働安全対策 ・労働災害の発生頻度 直近 3 年間に休業 4 日以上労働災害発生の実績があるか。 ・現場作業職員等への安全衛生教育、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断、リスクアセスメント等の取組の有無 13 雇用管理の改善 ・退職金共済への加入などの福利厚生の実施 ・労働者災害補償保険への加入（一人親方等の特別加入を含む。） ・以下の届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。） ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出 ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出 ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出 ・現場作業職員の常用化など雇用の安定化 ・現場作業職員への月給制度、週休 2 日制の導入、賃金水準の向上などの雇用条件の改善 ・退職金共済への加入などの福利厚生の実施 14 労働福祉の状況 林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締結実績の有無（申請様式 7－1 と整合させてください）。 15 コンプライアンスの確保 該当していなければチェックをしてください。
--	---

	16 常勤役員の設置状況 常勤役員の人数等を記入してください（申請様式 2－1 と整合させてください）。
常勤役員の設置状況 （申請様式 2－1）	常勤役員の役職、氏名、住所、生年月日等を記載してください。 申請様式 2 で「樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項に基づき公表された民間事業者である。」にチェックした場合は提出不要です。
技術者等の保有資格 及び林業技能士の資格 （申請様式 2－2）	現場作業職員等の資格取得の状況を記載してください。
生産の実施体制の確保 （申請様式 2－3）	実施体制及び直近 3 事業年度の素材生産の事業実績を記載してください。
資産及び収支その他の 経理の状況 （申請様式 3）	1 経理状況 該当するものにチェックし、必要事項を記載してください。 2 経理の分離 該当する場合はチェックしてください。
樹木料の算定の基礎 となる額（申請額） （申請様式 4）	1 樹木料の算定の基礎となるべき額（A） 当該樹木採取区に係る公募時に提示された樹木料の算定の基礎となるべき額を転記してください（森林管理局において記載します。）。 2 申請額（B） 基礎額算定林分に係る申請額（基礎額算定林分の合計額。税抜き。）を記載してください。なお、林道の開設・改良の計画がある場合においても、計画を勘案せず、林道の現況を前提とした申請額としてください。 3 割増率 申請額（B）を樹木料の算定の基礎となるべき額（A）で除した値（$B \div A$）（小数点以下第 9 位を四捨五入する。）を記載してください。なお、この割増率は、樹木採取権の存続期間中の樹木料算定に固定して用いられます。
木材利用事業者等及び 木材製品利用事業者等との連携による 木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項 （申請様式 5）	以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記載してください。 1 申請者等の経営状況 (1) 過去 3 か年の申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標 (2) 過去 3 か年の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績 (3) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類をいう）、社会保険の加入状況 2 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間 (1) 取引関係に関する事項 (2) 事業の計画量 ① 素材生産量 ② 木材の取引 ③ 木材製品の取引 (3) 木材生産流通改善施設の整備 (4) 木材の新規需要開拓の内容

	(5) 木材利用事業者等の事業所であって申請者が生産した木材の引取りを行うものの所在地 (6) 木材製品利用事業者等の事業所であって木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域 (7) 実施期間 3 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法 4 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図
木材の安定取引の 確実性 (申請様式5-1)	以下の項目に関して、数値を記入するほか、該当する項目に☑してください。 1 現在の素材生産量に占める、協定に基づく取引量の割合 2 連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、計画する量の、取引量の増加量に占める割合 3 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者として認定を受けている木材関連事業者が、申請者又は協定者である木材利用事業者等に含まれるか。
木材利用事業者等、 木材製品利用事業者 等及びその他の事業 者の誓約書 (申請様式5-2)	安定取引協定を締結している協定者が連名又は単独で作成する誓約書を、申請者が徴し、提出してください。
地域の産業の振興に 対する寄与に関する 事項 (申請様式6)	以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記入するほか、該当する項目に☑してください。 1 雇用の増大 ① 新規雇用の計画 ② 新規雇用の実績 2 作業員の地元雇用 事業に従事する作業員のうち申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署（森林管理署の支署及び森林管理事務所を含む。）管内に居住している者の割合 3 本店、支店又は営業所の所在地 樹木採取区の所在する都道府県に本店、支店又は営業所がある場合、都道府県名及び市町村名を記載してください。 4 民有林との連携 当該地域の民有林における施業の実施状況等について、該当する都道府県名又は市町村名を記載してください。 5 災害協定等の有無 ① 国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村との災害協定の締結 ② 国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績 ③ 植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の国土緑化活動に対する取組実績 ④ 防災に資するボランティア活動の実績

雇用管理の改善に関する事項 (申請様式 7)	以下の事項について、該当する項目に☑してください。 1 作業員の雇用形態 申請に係る樹木採取区における事業に配置を予定する全ての作業員の雇用について、直接雇用かつ常用雇用の者の割合（申請様式 7-1 と整合させてください。） 2 ワーク・ライフ・バランス等の推進 (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を受けている場合、該当する項目欄にチェックしてください。 (2) 常用雇用者が 100 人以下の事業主である場合、女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画を策定している場合は、項目欄にチェックしてください（申請時点において計画期間が満了していない行動計画を策定している場合に限る。）。 (3) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定を受けている場合は、該当する項目欄にチェックしてください。 (4) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)に基づく認定を受けている場合又は若者の採用・育成に取り組んでいる場合は該当する項目欄にチェックしてください。
雇用の状況 (申請様式 7-1)	雇用の状況、社会保険・労働保険等への加入状況等について記載してください。
国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項 (申請様式 8)	以下の項目に関して、具体的内容を記入するほか、該当する項目に☑してください。 1 樹木採取区における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案 2 その他樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫 3 過去の事業における不誠実な行為 以下の事項について、該当する項目にチェックしてください（※事実関係を森林管理局長が調査します。）。 (1) 過去 5 年間に、国から法第 8 条の 21 に基づく指示を受けたものの国から改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことがある。 (2) 過去 2 年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある。 (3) 過去 2 年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係る直近の国との協定において改善の指導を受けたものの十分な対応をせず、国が意図した結果にならなかったことがある。 (4) 過去 2 年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林請負事業、立木販売又は製品販売において、指名停止の処分を受けたことがある。
植栽の意思表示表明書 (申請様式 8-1)	必要事項を記入してください。
参加資格要件に関する誓約書 (申請様式 9)	必要事項を記入してください。
欠格事由に関する誓約書 (申請様式 10)	必要事項を記入してください。

採取希望時期 (参考様式)	必要事項を記入してください。本様式の提出は任意であり、提出しないことで不利な扱いを受けることはありません。また、樹木採取権の設定時点で希望を変更してもかまいません。
------------------	--

申請書様式

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

樹木採取権設定申請書

樹木採取権の設定を受けることを希望しますので、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）第8条の8第1項及び第2項の規定により、下記により申請いたします。

なお、提出する書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 樹木採取権の設定を受けることを希望する樹木採取区

名 称：北海道森林管理局 4 日高樹木採取区

所在地：令和 7 年 3 月 26 日 付け 6 北業第 43 号- 6 北海道森林管理局長の公示のとおり

2 問合せ先

担当者名：

部 署：

電話番号：

備考

1：必要な書類は添付してください。

2：本申請書の大きさは日本産業規格 A 4 としてください。

3：本申請書様式には法第 8 条の 9 第 1 項第 2 号及び第 3 号の内容を含みます。

4：申請者が法人（宗教法人以外）である場合は、以下一及び二の書類を添付してください。

一 定款

二 本申請が法人の議決機関の議決を要する事項に係るものであれば、その議決書の謄本

※ 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林水産省令第40号。以下「規則」という。）第3条関係。宗教法人の場合、同令第2条に定める議決書の謄本を添付してください（定款は添付不要）。

5：申請者が個人である場合、「2 問合せ先」には電話番号のみ記載してください。

申請様式 1：事業の基本的な方針
(法第 8 条の 9 第 1 項第 1 号関係)

1 樹木採取区における樹木の採取に関する方針（施業の方法、自然環境への配慮、安全対策）
2 木材の安定的な取引関係の確立に関する方針
3 その他（林業経営の改善・向上、人材の育成・確保等の取組・工夫等）

申請様式 2：経営管理の状況

（規則第28条の7第1号関係（規則第28条の9第2号及び第3号の内容を含む。））

1 森林経営管理法に基づき都道府県に公表されている事実	以下のいずれかの項目にチェックしてください。 ☐ 北海道林業事業体登録実施要綱第6の第1項の規定により登録を受けた林業事業体（以下「登録林業事業体」という。）である。 ☐ 登録林業事業体ではないが今後1年以内に登録事業体となる予定である。 ※ 1つ目の選択肢をチェックした場合、以下に登録番号を記載して下さい。 <table border="1" data-bbox="373 454 885 533"> <tr> <td>登録番号</td><td></td></tr> <tr> <td>登録年月日</td><td></td></tr> </table> 以下のいずれかの項目にチェックしてください。 ☐ 北海道において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき公表された民間事業者である。 ☐ 上記以外 ※ 1つ目の選択肢をチェックした場合、公表の事実を示す書類を添付してください。 ※ 1つ目の選択肢をチェックした場合、以下の3、4、5、12のうち労働災害の発生頻度以外、13、15、16については記載を要しません。				登録番号		登録年月日	
登録番号								
登録年月日								
2 生産性の向上又は素材生産量の増加	生産性	現状（令和6年度） 間伐 ○m³/人日 主伐 ○m³/人日	目標（令和12年度） 間伐 ○m³/人日 主伐 ○m³/人日	備考				
	素材生産量	○m³	○m³					
	目標達成に向けて、今後事業体として取り組む具体的内容を記述してください。							
3 適切な生産管理又は流通の合理化	以下で実施している取組にチェックしてください（※以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出すること。）。 ☐ 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システム等の改善等の適切な生産管理 ☐ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者、工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通の合理化等 上記について具体的内容を記述してください。							
4 造林・保育の省力化・低コスト化	以下で実施している取組にチェックしてください（※以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出すること。）。 ☐ 伐採・造林の一貫作業システムの導入 ☐ コンテナ苗の使用 ☐ 低密度植栽 ☐ 列状間伐の導入 ☐ その他（ ） 上記の取り組み又は計画の具体的内容を記述してください。							

5 主伐後の 再造林 の確保	以下で実施している取組にチェックしてください。 ☐ 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有している。 ※ 主伐及び再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることが必要です。当該協定書の写しを添付してください。また、申請者が、北海道において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき公表された民間事業者以外であって、他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制を確保する場合、当該連携先についての経営管理の状況が分かる資料（申請様式2の1の上段、2、3、4、6の上段、12、13、15を記載したもの）を添付してください。 ☐ 主伐後の適切な更新を行っている（ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。）。 上記の両方又はいずれかに該当しない場合、以下にチェックしてください。 ☐ 1年以内に主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を整え、主伐後に適切な更新を行う。
6 素材生 産の実施 体制の確 保及び同 種事業の 実績	以下で該当する項目にチェックしてください（※以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかの項目に書かれた要件を満たす旨の誓約書を提出すること。）。 ☐ 申請者が登録林業事業体に登録されて3年以上経過している（事業の種類が素材生産である場合に限る。） ☐ 所属する現場作業職員の素材生産に関する現場従事実績等が3年以上である。 ☐ 申請者の下請となる事業者が素材生産に関して3年以上の事業実績を有している。 ☐ 申請者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合等（以下「事業協同組合」という。）である場合、組合員が素材生産に関して3年以上の事業実績を有している。 ※ 実績とする事業に係る契約書等の写し（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料）を添付してください。 ※ 現場作業職員の現場従事実績等については申請様式7-1に記載してください。 以下で該当する項目にチェックしてください。 ☐ 森林施業プランナーを有している。 ☐ 森林施業プランナーの育成に努める。（参加予定研修等） ※ 2つ目の選択肢をチェックした場合、参加予定研修等を記述して下さい。 以下で該当する項目にチェックしてください。 ・過去3年間の農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村における素材生産事業の受注実績（元請又は国有林における下請）の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・有の場合、次のいずれかをチェックしてください。 ☐ 国有林における元請実績がある。 事業名： 発注機関： ☐ 国有林以外で元請実績又は国有林における下請実績がある。 事業名： 発注機関： ※ 実績とする事業に係る契約書等の写し（事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請の実績については、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し）を添付してください。 ※ 事業協同組合については、当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である者の実績を事業協同組合の実績とすることができます。

7 技術者 (現場代理人)の 事業実績	過去5年間で、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業(搬出間伐を含む)を元請で事業実施した現場代理人の人数を記載してください。 現場代理人の人数 _____人 ※ 現場代理人として従事したことを証する書類として、従事した事業に係る契約書等の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料)及び当該事業における現場代理人届等の写し(事業名及び現場代理人氏名が確認できる資料)を申請する技術者1人につき1件添付してください。 ※ 実績のある現場代理人として申請できる技術者は、申請時点において直接雇用している技術者に限ります。なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員を直接雇用する者としします。 ※ 実績とする事業は申請者が受注した事業に限りません。			
8 技術者 等の保有 資格	直接雇用する技術者等のうち、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合監理士)について、複数の資格を有している人数を記載してください。 なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員を直接雇用する者としします。 複数の資格を有している人数 _____人			
9 林業技 能士の資 格	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格を有している人数を記載してください。 1級林業技能士の資格を有している人数 _____人 2級林業技能士の資格を有している人数 _____人			
10 伐採・ 造林に関 する行動 規範の策 定等	以下で実施している取組にチェックしてください(※行動規範等を添付すること。以下のいずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出してください)。 ☐ 独自の行動規範等を作成している。 ☐ 所属する団体や都道府県、市町村等が策定した行動規範等を遵守している。			
11 現場作 業職員等 の技術の 向上	以下で実施している取組にチェックしてください。 ☐ 林業技能士の配置 ☐ 現場作業職員等への技術指導 ☐ 研修会・講習会の開催・参加 ☐ 「緑の雇用」事業の活用 ☐ 資格取得への支援			
	上記について具体的内容を記述してください。			
12 労働安 全対策	労働災害 (休業日数4日以上) の発生頻度(備考1)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
		人 (人)	人 (人)	人 (人)

	以下について取り組んでいる場合、チェックしてください。 ☐ 現場作業職員等への労働安全衛生法に基づく安全衛生教育 ※ 1 ☐ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 ※ 2 ☐ リスクアセスメント ※ 1 ☐ 防護具の着用の徹底 ※ 2 ☐ 作業現場の安全巡回 ※ 2 上記の※ 2 のいずれも取り組んでいない場合、それ以外に取り組んでいる労働安全対策があれば、具体的内容を記述してください。 ※ 1 は必須項目、※ 2 はいずれかを実施することが必須である項目です。 必須項目の全て又はいずれかを実施していない場合、1 年以内に必須項目の全てを実施することの誓約書を提出してください。リスクアセスメントに取り組んでいる場合、報告書等の写しを添付してください。
13 雇用管理の改善	以下で実施している取組にチェックしてください。 ☐ 労働者災害補償保険への加入（一人親方等の特別加入を含む。） ※ 1 ☐ 以下の届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く。） ※ 1 ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第 7 条の規定による届出 ☐ 現場作業職員の常用化など雇用の安定化 ※ 2 ☐ 現場作業職員への月給制度、週休 2 日制の導入、賃金水準の向上などの雇用条件の改善 ※ 2 ☐ 退職金共済への加入などの福利厚生の実施 ※ 2 上記※ 2 のいずれも取り組んでいない場合、それ以外に取り組んでいる雇用管理の改善があれば、具体的内容を記述してください。 ※ 1 は必須項目、※ 2 はいずれかを実施することが必須である項目です。 必須項目の全て又はいずれかを実施していない場合、1 年以内に必須項目の全てを実施することの誓約書を提出してください。
14 労働福祉の状況	林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済の契約締結について、従業員（備考 2）の全員について締結しているか、該当する選択肢にチェックしてください。 ☐ している。 ☐ していない。
15 コンプライアンスの確保	以下①から④までのいずれにも該当していない場合、チェックしてください。 ☐ いずれにも該当していない。 ① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（備考 3）や一般役員等（備考 4）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから 1 年間を経過していない者 ② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ④ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（備考 5）

16 常勤役員の設置状況	常勤役員の人数を記載してください。 常勤役員の人数 _____人 法人であって、常勤役員の人数が0人である場合、以下のいずれかにチェックしてください。 ☐ 森林経営管理法の施行日（平成31年4月1日）から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに常勤役員を設置するよう取り組む。 ☐ 上記以外
--------------	--

備考

- 1：（ 人）は、死亡災害件数を内数で記載してください。
- 2：「従業員」とは、申請者及び下請負者等、実行体制に含まれる全現場作業職員であり、申請様式7－1に記載する現場作業職員とします。
- 3：「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とします。
- 4：「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とします。
- 5：「その他・・・（略）・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等が考えられます。

申請様式 2-1 : 常勤役員の設置状況

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

申請時に常勤の役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記載してください。

※ 申請様式 2 の 1 で「樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法（平成30年法律第 35号）第36条第 2 項に基づき公表された民間事業者である。」にチェックをした場合は提出不要です。

申請様式 2-2 : 技術者等の保有資格及び林業技能士の資格

No.	氏 名	技術者数									備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
		フォレストワーカー (林業作業士)	フォレストリーダー (現場管理責任者)	フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター (上級又は中級)	低コスト作業路企画者又は技術者	技術士	林業技士	フォレスター (森林総合監理士)	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
計											

備考

1 : 「技術者数」欄には、直接雇用する技術者等について申請時点において取得している資格が複数ある者のみ氏名を記入し、該当欄に○印を記載してください。

「林業技能士」欄には、1 級、2 級、3 級又は基礎級のいずれかの等級を記載してください。

なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用する者としてください。

2 : それぞれの資格について資格者証等の写しを添付してください。

3 : フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、研修修了者に係る登録制度の運用について(平成 10 年 4 月 1 日付け 10 林野組第 36 号林野庁長官通知)に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者をいいます。

4 : 森林施業プランナーとは、森林施業の方針や事業収支を示したプランを森林所有者等に提案し、合意形成を図る能力を有する者として、森林施業プランナー協会により認定された者をいいます。

5 : 森林作業道作設オペレーター（上級又は中級）とは、林野庁の助成を受けて行われる林業事業者向けの指導者研修上級・中級と初級からなる「森林作業道作設オペレーター研修」のうち、上級又は中級研修を修了した者をいいます。

6 : 低コスト作業路企画者又は技術者とは、林業機械化センターで実施された都道府県及び関係団体等の技術者向け研修である「低コスト作業路企画者養成研修」又は「低コスト作業路技術者養成研修」を修了した者をいいます。

7 : 技術士とは、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（技術士補を含む。）をいいます。

8 : 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士をいいます。

9 : フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者をいいます。

10 : 林業技能士とは、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく技能検定「林業職種」に合格した者をいいます。

申請様式 2-3 : 生産の実施体制の確保

1 実施体制

(1) 直近事業年度の作業班体制

区分		班数		人数	
直雇	素材生産班		班		人
	造林班		班		人
下請			社 班		社 人
			社 班		社 人

備考

- 1 : 樹木採取区における事業に従事するものについて記載してください。
- 2 : 下請の区分欄には素材生産、運材等の業務の種類を記載してください。

(2) 直近事業年度の下請負者との業務分担

工程	申請者による実行	下請負者による実行

備考：樹木採取区における事業に従事するものについて記載してください。

2 素材生産の事業実績

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
元 請	主伐	m3 (m3)	m3 (m3)	m3 (m3)
	間伐	m3 (m3)	m3 (m3)	m3 (m3)
	作業道開設	m (m)	m (m)	m (m)
	その他 ()			
下 請	主伐	m3 (m3)	m3 (m3)	m3 (m3)
	間伐	m3 (m3)	m3 (m3)	m3 (m3)
	作業道開設	m (m)	m (m)	m (m)
	その他 ()			

備考

- 1 : 直近で事業を実施した過去 3 年度分の実績を記載してください。3 年は連続していることを要しません。
- 2 : 事業実績には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載し、うち国有林野事業（立木の購入、請負事業の元請）に係るものについては（ ）書内数として記載してください。
- 3 : 主伐及び間伐については、素材材積としてください。

申請様式 3：資産及び収支その他の経理の状況
(規則第28条の7第2号関係)

以下該当する項目にチェックをし、表中に必要事項を記入してください

1 法人の場合

(1) 経理状況

- ☐ 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好である。
- ※ 直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び直近3年間の事業年度の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が全てマイナスという状態になっていないことが必要です。
- ☐ 中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる。

① 貸借対照表の要旨

区分		(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計				
負債及び純資産 合計				

② 損益計算書の要旨

区分	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

③ 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

備考

- 1：直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出した場合は①及び②の記載を省略できます。
- 2：設立後3年に満たない法人については、設立後の過年度分の経理状況を記載してください。
- 3：設立後間もなく過年度分の財務諸表等がない法人については、経理状況が分かる書類を提出してください。

(2) 経理の分離

- ☐ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、他の事業実施に関する経理と分離可能である。

2 個人の場合

(1) 経理状況

- ☐ 経理状況が良好である。
- ※ 直近の事業年度の資産状況において、負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないことが必要です。
- ☐ 中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる。

納税状況

区分	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
所得税納付状況			

備考：直近3年分の納税証明書の写し等を提出した場合は納税状況の記載を省略できます。

(2) 経理の分離

- ☐ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、口座を分けるなどにより収支を明確にすることが可能である。

申請様式 4：樹木料の算定の基礎となる額（申請額）
（法第 8 条の 9 第 1 項第 5 号関係）

区 分	総 額
樹木料の算定の基礎となるべき額 （A）	6，608，000 円
申請額 （B）	円
割増率 （B）÷（A）	

備考

- 1：金額は税抜きで記載してください。
- 2：割増率は、申請額を樹木料の算定の基礎となるべき額で除した値で、小数点以下第 9 位を四捨五入してください。

申請様式5：木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項

(法第8条の9第1項第6号関係、規則第28条の8関係)

以下に留意して提出してください。

- ※ 樹木採取区から供給される素材の量は、2,500m³/年として各欄を記載してください。
- ※ 申請者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）第4条第1項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画に係るものに限る。以下「木安法認定」という。）を受けた者である場合であって、当該木安法認定に係る事業計画（森林の区域に申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）の写しを提出したときは、本申請様式の記載を省略することができます。
ただし、当該事業計画の期間と設定申請に係る樹木採取権の存続期間が異なる場合、当該事業計画を共同して作成した者と本申請に当たり協定を締結した者が同一でない場合等、当該事業計画の写しだけでは選定ができないと国が判断したときは本様式に基づく追加資料提出の期限を定めて求めることとなります。
- ※ 樹木採取権設定後の申請書類等記載事項変更申請（以下「変更申請」という。）に係る申請については、当初の申請から変更した箇所に下線を付して赤字で記載してください。

1. 申請者等の経営状況

- (1) 過去3か年の申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業者等の木材製品消費量の実績及び目標

区分	氏名又は名称	過去の実績				目標 (令和12年度以降)	単位	備考
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均			
申請者								
木材利用事業者等								
木材製品利用事業者等								
その他の事業者								

備考

- 1：申請者については、過去3か年の素材生産量の実績（各年度及び平均）を記載してください。
- 2：木材利用事業者等については、過去3か年の木材（原木）消費量の実績（各年度及び平均）を記載し、該当する年度を表題行に記載してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 3：木材製品利用事業者等については、過去3か年の木材製品消費量の実績（各年度及び平均）を記載してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 4：単位は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入することとし、備考欄に原木、製品の別を記載してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。

- 5：主要取引先（別紙 17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等」（以下「審査基準等」という。）第 1 の 1（1）ウ（オ）の要件に係る木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 6：目標については、樹木採取権の設定による目標として、申請時から 5 年を経過した年度以降（該当する期間を表題行に（ ）書きしてください。）の年間の計画量を記載してください。なお、卸売業などのその他の事業者については目標の記載を要しません。以下についても 2（2）④に係るものを除き同様の取扱いとしてください。

（2）過去 3 か年の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

区分	氏名又は名称	主製品の 取扱品目	生産・販売実績				単位	備考
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	平均		
木材利用事業者等								
木材製品利用事業者等								
その他の事業者								

備考

- 1：過去 3 か年の実績（各年度及び平均）について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに作成してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の 3 か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 2：取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 3：生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 4：木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください（電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください。）。
- 5：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

（3）財務諸表（貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類）、社会保険の加入状況

備考

- 1：（1）に記載した申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに、必要な書類を添付してください。
- 2：財務諸表については、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成 8 年 11 月 1 日付け 8 林野流第 106 号林野庁長官通知）の第 9 で規定する木材産業等高度化推進資金の利用を計画する場合にのみ、3 に当該資金の利用を計画すると記載した事業実施者ごとに（1）に記載した過去 3 か年分に該当するものを添付してください。当該資金の利用を計画しない場合及び当該資金の利用を計画しない事業者は提出の必要はありません。
- 3：社会保険の加入状況については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、申請時点において適正に法定福利費を負担していることが分かる書類（保険料の領収書の写し等）を添付してください。

(1) 取引関係に関する事項

備考：申請者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との間で、協定書等により合意形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載してください。

① 素材生産量

[illegible]

2：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。また、計画量のうち樹木採取区に由来する量について（ ）書きで記載してください。

(単位: m^3)[illegible]

備考

- 1：申請者から供給する木材（素材）について、木材利用事業者等及びその他の事業者別に記載してください。区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について（ ）書きで記載してください。
- 2：計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 3：現状は、過去3か年の単純平均値を記載してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

③ 木材製品の取引

（単位：m³）

区分	木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業者等	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計	目標（令和12年度以降）	備考
合計												

備考

- 1：区分は、木材利用事業者等が加工した木材製品別に記載してください。
- 2：計画量は、立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 3：現状は、過去3か年の単純平均値を記載してください。
- 4：主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- 5：木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。

（3）木材生産流通改善施設の整備（木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に記入すること）

事業実施者	実施時期	施設等種類（所在地等）	整備する施設等の規模（機械設備、能力）	事業費（千円）

備考：「施設等種類」の欄は、所在地のほか製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等の別を記載してください。

（4）木材の新規需要開拓の内容

事業実施者	新規需要開拓の内容

備考

- 1：連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について記載してください。
- 2：新規需要開拓とは、既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等）、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：2×4建築

部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等）又はその他の取組（例：地元産材の活用により差別化を図る取組（顔の見える木材での家づくり等）、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等）を指します。

3：新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標（申請時から5年を経過した年度後以降の年間の計画量）を記載してください。

4：供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。

（5）木材利用事業者等の事業所であって申請者が生産した木材の引取りを行うものの所在地

木材利用事業者等	所在地

（6）木材製品利用事業者等の事業所であって木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

木材製品利用事業者等	所在地又は区域

備考：原則として、木材製品利用事業者等の事業所であって木材製品の引取りを行うものの所在地を記載してください。ただし、事業所と異なる場所で木材製品の引取りを行うことがある場合には、木材製品利用事業を行う区域を市町村名まで記載してください。

（7）実施期間 自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日
(権利設定の日から 年間)

3. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

年度	事業実施者	資金 区分	施設等種類	資金調達先別金額（千円）				
				木材産業等 高度化推進資金		その他 金融機関 資金	その他	合計
				短期資金	長期資金			
第1年度 令和 7 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第2年度 令和 8 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第3年度 令和 9 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第4年度 令和 10 年度		設備 資金						
		運転 資金						
第5年度 令和 11 年度		設備 資金						
		運転 資金						

備考

- 1：事業実施者（借受者）ごとに作成してください。
- 2：施設等種類の設備資金欄には、製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等を記載してください。
- 3：施設等種類の運転資金欄には、素材・製品の購入代金及び輸送費、機械・施設の使用料、作業労賃、木材の流通に係るコーディネート費、権利設定料、樹木料等必要とする資金を記載してください。
- 4：その他欄には、木材産業等高度化推進資金以外の制度資金、県単補助金、自己資金等を記載してください。
- 5：木材産業等高度化推進資金を借り入れる場合には、所要資金額算出基礎を添付してください。

4. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図

備考

- 1：事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）について記載してください。さらに、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
- 2：申請者は、素材生産量の現状（記載可能な直近の3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
- 3：木材利用事業者等は、原木消費量の現状（記載可能な直近の過去3か年平均）及び目標（申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量）を明記してください。
- 4：新規需要開拓の内容と目標（申請時から5年を経過した年度後以降の年間の計画量）が分かるように記載してください。

申請様式 5-1 : 木材の安定取引の確実性

以下該当する項目に関して数値を記入するほか、該当する項目にチェックをしてください。

木材の安定取引の 確実性	ア 現在行っている協定に基づく取引が素材生産量に占める割合はどの程度ですか。 現状の素材生産量（B）のうち、協定に基づく取引量 m3 (D) ☐ 協定に基づくものが7割以上 （(D)/(B) ≥ 0.7） ☐ 協定に基づくものが3割以上7割未満 （0.3 ≤ (D)/(B) < 0.7） ☐ 協定に基づくものが3割未満 （(D)/(B) < 0.3） ※ 当該協定書の写しを添付すること。 ※ 「現在行っている協定」とは、申請時点において既に協定に基づく取引を行っているもので、樹木採取権設定後の安定取引協定とは別の協定です。
	イ 連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓^{（備考）}の内容について、計画する量の、取引量の増加量に占める割合はどの程度ですか。 ☐ 新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の過半を占める。 ☐ 新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の半分以下である。 ☐ 新規需要開拓の計画量が、計画にない（国産材需要のある分野での量的拡大計画である。）。
	ウ 樹木採取区由来の木材が樹木採取区の所在する都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給される割合はどの程度ですか。 ☐ 8割以上 ☐ 5割以上8割未満 ☐ 3割以上5割未満 ☐ 3割未満
	エ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者として認定を受けている木材関連事業者（以下「合法木材供給事業者」という。）が、申請者又は協定者である川中事業者等に含まれますか。 ☐ 申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法の登録木材関連事業者である。 ☐ 申請者又は協定者である木材利用事業者等が合法木材供給事業者として認定を受けている木材関連事業者である。 ※ 合法木材供給事業者であることが確認できる合法木材供給事業者認定証の写しを添付すること。 ☐ 申請者も協定者である木材利用事業者等もクリーンウッド法の登録木材関連事業者又は合法木材供給事業者でない。

備考：新規需要開拓とは、既存の国産材需要に悪影響を与えないと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野）、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの（例：2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具）又はその他の取組（例：地元産材の活用により差別化を図る取組（顔の見える木材での家づくり等）、輸出）を指します。

申請様式 5-2 : 木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者の誓約書

木材の安定取引に係る誓約書

申請者が提出する申請書（申請様式 5 及び 5-1）の内容は、当社の事業内容、事業計画と相違ないことを証します。また、申請者に樹木採取権が設定された際には、国による報告徴求、調査（実地調査を含む。）があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)

(氏名又は名称)

安定取引協定書については、添付のとおり。

備考

- 1 : 審査基準等第 1 の 1 (1) ウ (エ) の安定取引協定に係る協定書（申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。）の写しを添付してください。
- 2 : 誓約書記載の住所氏名は添付した協定書と一致させてください。
- 3 : 誓約書は、関係する木材利用事業者等、木材製品事業者等及びその他の事業者が連名又は単独で作成してください。

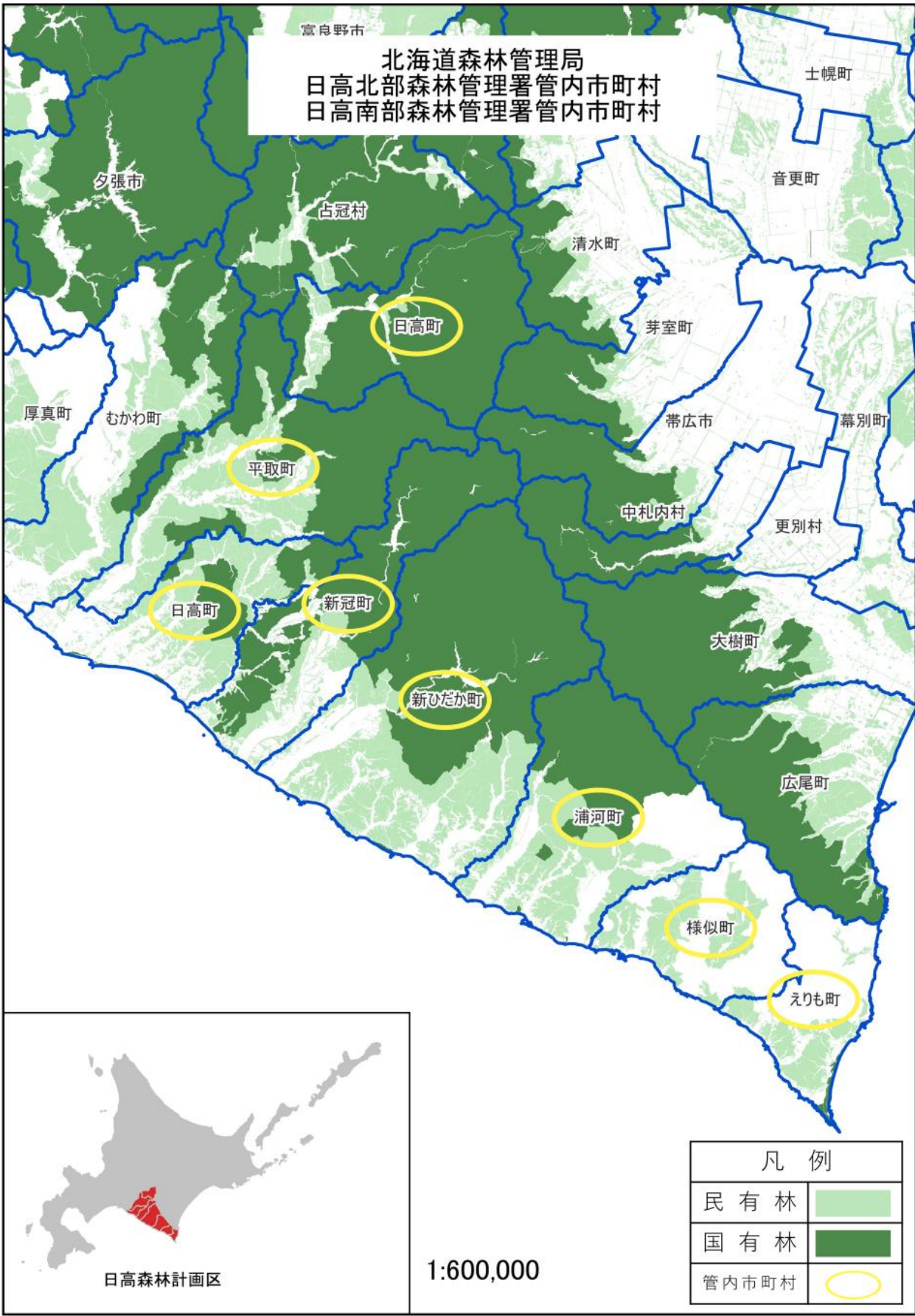
申請様式 6：地域の産業の振興に対する寄与に関する事項
(規則第28条の9第1号関係)

以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記入するほか、該当する項目にチェックをしてください。

項目	具体的な内容
1 雇用の増大	① 新規雇用の計画 ☐ 今後5年間で現場作業職員の新規雇用（直接雇用かつ常用雇用者）の計画がある。 ※ 新規雇用計画を添付してください。 ② 新規雇用の実績 ☐ 過去1年間に新規雇用（直接雇用かつ常用雇用）があり、申請の日まで雇用が継続している。 ※ 雇用した日が確認できる資料を添付してください。 ☐ 申請の日において、ハローワーク等により求人活動をしている。 ※ 求人活動が確認できる資料を添付してください。
2 作業員の地元雇用	樹木採取権に係る事業に従事する作業員のうち申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署（森林管理署の支署及び森林管理事務所を含む。以下同じ。）管内に居住している者の割合（申請様式7-1と整合させてください。） _____ % ※ 樹木採取区を所管する森林管理署の管内については別添を参照してください。
3 本店、支店又は営業所の所在地	樹木採取区の所在する都道府県に本店、支店又は営業所がある場合、都道府県名及び市町村名を記載してください。 本店所在都道府県名及び市町村名： _____ 支店所在都道府県名及び市町村名： _____ 営業所所在都道府県名及び市町村名： _____
4 民有林との連携	① 樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けている場合、市町村名を記載してください。 市町村名： _____ ※ 経営管理実施権の設定を受けていることを証明する書類の写しを添付してください。 ② 樹木採取区の所在する市町村を含む地域において、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林経営計画を作成し、市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣から当該森林経営計画の認定を受け、民有林の施業を行っている場合、当該市町村名を記載してください。 市町村名： _____ ※ 申請者が認定を受けた森林経営計画書の写し及び当該森林経営計画に係る森林において施業を行っていることを証明する書類の写しを添付してください。 ③ 樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営計画策定森林の施業を受託している場合、当該市町村名を記載してください。 市町村名： _____ ※ 当該森林に係る森林経営計画書の写し及び当該森林において施業を受託したことを証明する書類の写しを添付してください。 ④ 樹木採取区の所在する都道府県において、民有林の施業を実施している場合、都道府県名を記載してください。 施業を実施している都道府県名： _____ ※ 樹木採取区の所在する都道府県において、民有林の施業を実施していることを証明する書類の写しを添付してください。

5 災害協定等の有無	① 国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村と申請時点において災害協定等を締結している場合、協定相手方を記載してください。 協定締結相手：_____ ※ 締結している災害協定等の写しを添付してください。 ② 防災活動に関する表彰を国有林、農林水産省（国有林以外）、国（他機関）、都道府県又は市町村から受けた実績がある場合、具体的に記載してください。 表彰の名称：_____ ※ 表彰の実績を証明する書類の写しを添付してください。 ③ 国土緑化活動の取組として、植林活動、国又は地方公共団体等との分収林等の取組実績がある場合、実施相手先を記載してください。 実施相手先：_____ ※ 植林活動の実績を証明する書類の写し又は分収林等の契約書等の写しを添付してください。 ④ 防災に資するボランティア活動を実施した実績がある場合、具体的に記載してください。 ボランティア活動の具体的内容：_____ ※ 防災に資するボランティア活動を実施した実績を証明する書類の写しを添付してください。
-------------------	--

別添



申請様式 7：雇用管理の改善に関する事項
(規則第28条の9第3号関係)

以下該当する項目にチェックしてください。

1 作業員の雇用 形態	申請に係る樹木採取区における事業に配置を予定する全ての作業員の雇用について、以下のいずれに該当しますか（申請様式7－1と整合させてください。）。 ☐ 作業員の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である。 ☐ 作業員の5割以上7割未満が直接雇用かつ常用雇用者である。 ☐ 作業員の過半数が臨時雇用者であるか、または下請の雇用者等である。
2 ワーク・ライフ・バランス等の推進	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定を受けていますか。 ☐ 「プラチナえるぼし認定企業」である。（注1） ☐ 「えるぼし3段階目認定企業」である。（注2） ☐ 「えるぼし2段階目認定企業」である。（注2） ☐ 「えるぼし1段階目認定企業」である。（注2） ※ 「プラチナえるぼし認定企業」又は「えるぼし認定企業」の認定証の写し及びその実績を厚生労働省のウェブサイト公表していることを証明する書類を添付してください。 注1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 注2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 (労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合に限る。)
	② 常用雇用者が100人以下の事業主である場合、女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画を策定していますか（申請時点において計画期間が満了していない行動計画を策定している場合に限る。）。 ☐ 行動計画を策定している。 ※ 策定した行動計画の写しを添付してください。
	③ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定を受けていますか。 ☐ 「プラチナくるみん認定企業」である。（注1） ☐ 「くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準）」である。（注2） ☐ 「くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）」である。（注3） ☐ 「トライくるみん認定企業」である。（注4） ☐ 「くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準）」である。（注5） ※ 「プラチナくるみん認定企業」、「くるみん認定企業」又は「トライくるみん認定企業」の認定証の写しを添付してください。 注1 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 注2 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 注3 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、注5の認定を除く。）

	注4 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 注5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定 ④ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けていますか。また、若者の採用・育成に取り組んでいますか。 ☐ 「ユースエール認定企業」である。 ※ 「ユースエール認定企業」の認定証の写しを添付してください。 ☐ 過去3年間に若手（35歳未満）の新規雇用があり、申請の日まで雇用が継続している。 ※ 雇用した日が確認できる資料を添付してください。 ※ 雇用した日に35歳未満であることが必要です。 ☐ インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種の資格取得支援等若手の技術の確保・育成に取り組んでいる。 ※ 上記の取り組みが分かる資料を添付してください。 ※ インターンシップの受入れや合同説明会への実績は、申請年度を含む直近3事業年度に取り組んだ実績が該当します。 ※ 各種資格取得等支援等については申請時点も継続して支援する体制を整えている場合が該当します。
--	--

申請様式 7-1：雇用の状況

1. 雇用の状況

雇用形態	現場作業職員数	事務系等職員数	計
常用 (うち通年)	人 (人)	人 (人)	人 (人)
臨時・季節	人	人	人
その他	人	人	人
計	人	人	人

備考

- 1：「事務系等職員数」には、現場作業職員以外の全ての雇用労働者数を記載してください。
- 2：「常用」には、雇用契約において雇用期間の定めのない又は4か月以上の雇用期間が定められている雇用労働者数を記載してください。「通年」には、常用のうち1年以上継続雇用している人数を記載してください。
- 3：「臨時・季節」には、雇用契約において定められた雇用期間が4か月未満の雇用労働者数を記載してください。
- 4：「その他」には、常用及び臨時・季節のいずれにも当てはまらない雇用労働者数を記載してください。

2. 社会保険・労働保険等への加入状況等

No.	現場 作業職員 氏 名	雇用形態			地元雇用		社会保険・労働保険等への加入状況					実績	備考
		直雇/ 下請	常用/ 臨時	適否	居住地	適否	労災 保険	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金 保険	退職 金共 済等	現場 従事 年数	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
計													

備考

- 1：申請時における全ての現場作業職員について記載してください。
- 2：「直雇/下請」欄には直接雇用者又は下請企業等の雇用者の別を記載し、「常用/臨時欄」には直接雇用者に限り、常用又は臨時の別を記載してください。なお、事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者とし、当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用した者については下請企業等の雇用者としてください。
- 3：「直接雇用かつ常用の者」の場合には雇用形態の「適否」欄に「適」と記載してください。
- 4：「居住地」欄には、現場作業職員の居住する市町村名を記載してください。なお、居住地（市町村名）が証明できる資料を添付してください。
- 5：現場作業職員のうち、申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署管内に居住している者には、地元雇用の「適否」欄に「適」と記載してください。
- 6：雇用形態及び地元雇用の「適否」欄の「計」には、「適」とする現場作業職員数が現場作業職員数の計に占める割合を%で記載してください。
- 7：「社会保険・労働保険等への加入状況」欄には、社会保険・労働保険等の加入状況について、該当欄に○印を記載するとともに、加入状況が確認できる資料を添付してください。なお、当該資料において被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、保険者番号及び当該記号・番号にマスキングを施したものを添付してください。
- 8：「現場従事年数」欄には、素材生産に関して現場従事実績が直近年度末までに3年以上ある場合は○印を、2年以上3年未満の場合は「2」を、1年以上2年未満の場合は「1」を、1年未満の場合は△印を、実績がない場合は×印を記載

してください。申請様式2の6で「所属する現場作業職員の素材生産に関する現場従事実績等が3年以上である。」にチェックした場合、現場従事実績を3年以上有するとした現場作業職員又は現場従事実績が1年以上3年未満だが北海道北の森づくり専門学院等で2年間の課程を修了しているなど作業の質や安全性等に関して現場従事実績が3年以上ある者と同等程度以上の能力を有している者1名以上については北海道の認定基準と同等の、現場従事実績等を証する資料を添付してください。

9：「備考」欄には、当該作業員について特記すべきことがあれば記載してください。

申請様式 8：国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項
(規則第28条の9第4号関係)

1. 樹木採取区における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案（例：苗木の調達、一貫作業による再造林の工夫等）	
備考：申請様式 8－1「植栽の意思表明書」を添付してください。	
2. その他樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫（例：自主的な林道の草刈、樹木採取区以外の国有林野の巡視報告、独自に取得した空中写真や測量データ等の国への提供、施業又は森林の保護における先進的な取組及びその結果の報告等）	
3. 過去の事業における不誠実な行為	以下に該当している場合はチェックしてください（※事実関係を森林管理局長が調査します。）。 ☐ 過去5年間に、国から法第8条の21に基づく指示を受けたものの国から改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことがある。 ☐ 過去2年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある。 ☐ 過去2年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係る直近の国との協定において改善の指導を受けたものの十分な対応をせず、国が意図した結果にならなかったことがある。 ☐ 過去2年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林請負事業、立木販売又は製品販売において、指名停止の処分を受けたことがある。 備考：国からの通知等の写しを添付してください。

申請様式 8-1 : 植栽の意思表明書

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

植栽の意思表明書

下記の樹木採取区内の樹木の採取跡地における植栽について、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の7の公募において示された樹木採取権運用協定書案及び樹木採取権実施契約書案のとおり樹木採取権運用協定及び樹木採取権実施契約を締結し、当該植栽を実施する旨表明します。

記

○ 北海道森林管理局 4 日高樹木採取区

申請様式 9：参加資格要件に関する誓約書
(規則第28条の9第4号関係)

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

参加資格要件に関する誓約書

北海道森林管理局 4 日高樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の7の公募において示された参加資格要件を充足していること及び樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで充足することを誓約します。

下記1から6までについて誓約するとともに、下記5に掲げる事項の公表に同意し、下記7及び8のいずれにも該当せず、また樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで該当しないことを誓約します。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに（原則として樹木採取権の設定の日に）、公募において示された樹木採取権運用協定書の案の内容で樹木採取権運用協定を締結すること。
- 2 樹木採取権が設定された際には、公募において示された樹木採取権実施契約書の案の内容で樹木採取権実施契約を締結すること。
- 3 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しないこと。
- 4 申請書の内容に即して事業を行うこと。
- 5 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意すること。
- 6 森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している要件に適合すること。
(1) 予算決算及び会計令（昭和22 年勅令第165 号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 契約年度を含む農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」を有している者であること。
- (3) 契約年度を含む農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地において、北海道を選択している者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日）9（2）に規定する手続に該当する手続きをした者を除く）でないこと。
- (5) 契約年度の前年度を含む過去15カ年度内に完了した当該事業と同種の事業である「造林」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有すること。
- (6) 当該事業と同種の事業について、契約年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。
- (7) 当該事業に配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており技術者の資格のいずれか（次に掲げる（ア）から（カ）まで）を有していること。
- (ア) 技術士（林業、森林土木、林産等）
 - (イ) 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価等）
 - (ウ) フォレストマネージャー
 - (エ) フォレストリーダー
 - (オ) フォレストワーカー（林業作業士）
 - (カ) 青年林業士
- なお、上記の資格を有しない場合、契約年度を含む過去15カ年度に造林、または素材生産である森林整備事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（（ア）現場代理人として経験した事業（イ）現場代理人以外で経験した事業）に基づくこと。）に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。
- (8) 当該事業に車両系建設機械運転技能講習修了者の資格等を有している者を配置できること。
- (9) 薬剤を使用する事業にあつては、契約年度の前年度を含む過去15カ年度内に完了した当該事業と同種の事業である「病虫獣害防除」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有するほかに、農薬管理指導士等の資格を有している者を配置できること。
- (10) 契約時に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

備考：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載しております。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkian.html>)

7 樹木採取権者として不適当な者

- (1) 法人等（個人又は法人をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

8 樹木採取権者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等その他樹木採取権に係る業務を行う者の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

申請様式10：欠格事由に関する誓約書
(規則第28条の9第4号関係)

年 月 日

北海道森林管理局長 殿

(住所)
(氏名又は名称)

欠格事由に関する誓約書

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の11各号に定める欠格事由に該当せず、樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで該当しないことを誓約します。

備考：審査基準等第1の1（3）エ（キ）から（ヌ）において該当する事項があれば、その事項と該当する理由について、別に記載して提出してください。

参考様式：採取希望時期（任意提出）

1. 樹木採取権実施契約締結予定時期

	始期	終期
第 1 期	令和●年●月●日	令和 12 年 3 月 31 日
第 2 期	令和 12 年 4 月 1 日	令和●年●月●日

2. 採取希望時期

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 北部	区域 1-1	1064	ろ	4. 27				
	区域 1-2	1064	は	1. 84				
	区域 1-3	1064	に	1. 78				
		1064	ほ	5. 56				
	区域 1-4	1064	へ	7. 10				
	区域 2-1	1065	ろ	4. 19				
	区域 2-2	1065	は	7. 30				
	区域 2-3	1065	に	0. 56				
	区域 2-4	1065	ほ	0. 71				
	区域 2-5	1065	へ	0. 98				
	区域 2-6	1065	と	0. 84				
	区域 2-7	1065	ち	2. 01				
	区域 2-8	1065	り	2. 87				
	区域 2-9	1065	ぬ	2. 46				
	区域 2-10	1065	る	2. 35				
	区域 2-11	1065	わ	1. 81				
	区域 2-12	1065	れ	1. 85				
	区域 3-1	1066	ろ	3. 73	—	—		
	区域 3-2	1066	は	1. 36	—	—		
	区域 3-3	1066	に	5. 10	—	—		
	区域 3-4	1066	ほ	0. 37	—	—		
	区域 3-5	1066	へ	1. 86	—	—		
	区域 3-6	1066	と	3. 66	—	—		
	区域 3-7	1066	ち	1. 68	—	—		
	区域 3-8	1066	り	0. 51	—	—		

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 北部	区域 3-9	1066	ぬ	3.16	—	—		
	区域 3-10	1066	る	0.43	—	—		
	区域 3-11	1066	わ	1.34	—	—		
	区域 3-12	1066	か	5.29	—	—		
	区域 3-13	1066	た	8.01	—	—		
	区域 4-1	1067	ろ	2.58				
	区域 4-2	1067	は	3.43				
	区域 4-3	1067	に	1.45				
	区域 4-4	1067	ほ	4.05				
	区域 4-5	1067	へ	4.07				
	区域 4-6	1067	と	2.90				
	区域 5-1	1076	ろ	4.40				
		1076	ら	10.77				
	区域 5-2	1076	は	2.52				
	区域 5-3	1076	に	3.71				
	区域 5-4	1076	ほ	3.00				
	区域 5-5	1076	へ	2.04				
	区域 5-6	1076	と	1.00				
	区域 5-7	1076	ち	3.25				
	区域 5-8	1076	り	1.38				
		1076	ぬ	5.02				
	区域 5-9	1076	る	4.33				
	区域 5-10	1076	わ	1.00				
	区域 5-11	1076	か	1.01				
	区域 5-12	1076	よ	4.56				
		1076	た	1.75				
		1076	れ	2.03				
	区域 5-13	1076	そ	12.35				
	区域 5-14	1076	つ	1.55				
	区域 5-15	1076	ね	7.24				
	区域 5-16	1076	む	3.33				

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 北部	区域 5-17	1076	う	3.53				
	区域 6-1	1077	ろ	6.66				
	区域 6-2	1077	は	6.22				
	区域 6-3	1077	に	2.19				
	区域 6-4	1077	ほ	4.72				
	区域 6-5	1077	と	2.30				
	区域 6-6	1077	ち	8.60				
		1077	り	6.00				
		1077	ぬ	4.03				
	区域 6-7	1077	た	3.05				
	区域 6-8	1077	れ	2.50				
	区域 6-9	1077	そ	7.15				
	区域 6-10	1077	つ	4.75				
	区域 6-11	1077	ね	1.40				
	区域 6-12	1077	な	7.58				
	区域 6-13	1077	ら	3.30				
	区域 6-14	1077	む	2.60				
	区域 6-15	1077	く	2.00				
	区域 6-16	1077	ま	1.40				
	区域 7-1	1098	ぬ	1.90				
	区域 7-2	1098	る	0.74				
	区域 7-3	1098	わ	1.92				
	区域 7-4	1098	か	2.50				
	区域 7-5	1098	よ	4.92				
	区域 7-6	1098	た	6.86				
	区域 7-7	1098	れ	8.96				
	区域 7-8	1098	つ	3.26				
	区域 8-1	1100	ろ	0.60	—	—		
	区域 8-2	1100	は	1.13	—	—		
	区域 8-3	1100	に	2.83	—	—		
	区域 8-4	1100	ほ	2.56	—	—		
	区域 8-5	1100	へ	3.25	—	—		

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 北部	区域 8-6	1100	と	2.43	—	—		
	区域 8-7	1100	ち	2.50	—	—		
	区域 8-8	1100	り	1.70	—	—		
	区域 8-9	1100	ぬ	4.10	—	—		
	区域 8-10	1100	る	2.60	—	—		
	区域 8-11	1100	わ	0.42	—	—		
	区域 8-12	1100	か	4.31	—	—		
	区域 8-13	1100	よ	7.29	—	—		
	区域 8-14	1100	た	7.44	—	—		
	区域 8-15	1100	れ	4.09	—	—		
	区域 8-16	1100	そ	1.20	—	—		
	区域 9-1	1216	ろ	3.19	—	—	—	
	区域 9-2	1216	は	2.94	—	—	—	
	区域 9-3	1216	に	1.31	—	—	—	
	区域 9-4	1216	へ	3.31	—	—	—	
	区域 9-5	1216	と	3.50	—	—	—	
	区域 9-6	1216	ち	4.31	—	—	—	
	区域 9-7	1216	ぬ	4.44	—	—	—	
	区域 9-8	1216	る	1.75	—	—	—	
	区域 9-9	1216	わ	3.38	—	—	—	
	区域 9-10	1216	か	2.00	—	—	—	
	区域 9-11	1216	よ	5.12	—	—	—	
	区域 9-12	1216	た	2.25	—	—	—	
	区域 9-13	1216	れ	3.38	—	—	—	
	区域 9-14	1216	そ	1.75				
	区域 9-15	1216	つ	4.75	—	—	—	
	区域 9-16	1216	ら	3.00				
	区域 10-1	1217	ほ	1.23	—	—	—	
	区域 10-2	1217	へ	2.10				
	区域 10-3	1217	と	0.56	—	—	—	
	区域 10-4	1217	ち	3.40	—	—	—	
	区域 11-1	1218	は	5.88	—	—	—	

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 北部	区域 11-2	1218	ち	5.80	—	—	—	
	区域 11-3	1218	り	2.80	—	—	—	
	区域 11-4	1218	ぬ	6.60	—	—	—	
	区域 12-1	1220	ろ	1.00	—	—	—	
	区域 12-2	1220	は	7.39	—	—	—	
	区域 12-3	1220	に	2.25	—	—	—	
	区域 12-4	1220	ほ	5.27	—	—	—	
	区域 12-5	1220	へ	3.84	—	—	—	
	区域 12-6	1220	と	5.63	—	—	—	
	区域 12-7	1220	ち	0.74	—	—	—	
	区域 12-8	1220	り	2.40	—	—	—	
	区域 12-9	1220	ぬ	4.77	—	—	—	
	区域 12-10	1220	る	4.50	—	—	—	
	区域 13-1	2033	ろ	6.57	—	—		
	区域 13-2	2033	は	9.02	—	—		
	区域 13-3	2033	に	7.75	—	—		
	区域 13-4	2033	ほ	2.26				
	区域 14-1	2034	は	2.10	—	—		
	区域 14-2	2034	に	2.84	—	—		
	区域 14-3	2034	ほ	1.68	—	—		
	区域 14-4	2034	へ	1.34				
	区域 14-5	2034	と	2.41	—	—		
	区域 14-6	2034	ち	0.45	—	—		
	区域 14-7	2034	り	5.07	—	—		
	区域 14-8	2034	ぬ	0.93				
		2034	そ	3.26	—	—		
	区域 14-9	2034	る	0.20				
	区域 14-10	2034	わ	0.60	—	—		
	区域 14-11	2034	か	1.35	—	—		
	区域 14-12	2034	よ	5.77	—	—		
	区域 14-13	2034	た	1.15	—	—		
	区域 14-14	2034	れ	2.85	—	—		

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 北部	区域 14-15	2034	つ	4.55	—	—		
	区域 14-16	2034	ね	0.88	—	—		
	区域 14-17	2034	な	1.07	—	—		
	区域 14-18	2034	ら	0.18				
	区域 14-19	2034	く	0.70	—	—		
	区域 14-20	2034	ふ	1.69				
	区域 14-21	2034	こ	0.68	—	—		
	区域 15-1	2037	ろ	13.89				
	区域 15-2	2037	は	10.02				
	区域 15-3	2037	に	7.08				
	区域 16-1	2041	は	11.03				
		2041	る	12.36				
	区域 16-2	2041	ち	0.75				
	区域 16-3	2041	り	1.03				
	区域 16-4	2041	ぬ	2.52				
	区域 17-1	2050	へ	4.76	—	—		
	区域 17-2	2050	と	1.65	—	—		
	区域 17-3	2050	ち	6.85	—	—		
	区域 17-4	2050	り	5.54	—	—		
	区域 17-5	2050	ぬ	5.78	—	—		
	区域 17-6	2050	る	2.20	—	—		
	区域 17-7	2050	わ	5.70	—	—		
	区域 17-8	2050	か	5.00	—	—		
	区域 17-9	2050	よ	1.10	—	—		
	区域 17-10	2050	た	0.50	—	—		
	区域 17-11	2050	れ	1.16	—	—		
	区域 17-12	2050	そ	0.50	—	—		
	区域 17-13	2050	お	5.88	—	—		
	区域 18	2051	は	6.64				
	区域 19-1	2052	ろ	9.57	—	—	—	
	区域 19-2	2052	は	9.66	—	—	—	
	区域 19-3	2052	に	0.36	—	—	—	

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 北部	区域 19-4	2052	ち	2.05				
	区域 19-5	2052	り	6.88				
	区域 19-6	2052	ぬ	0.80				
	区域 19-7	2052	る	2.40				
	区域 20-1	2053	ろ	7.37	—	—	—	
	区域 20-2	2053	は	2.37	—	—	—	
	区域 20-3	2053	に	0.70	—	—	—	
	区域 20-4	2053	ほ	2.00				
	区域 20-5	2053	へ	5.68	—	—	—	
	区域 20-6	2053	と	0.90	—	—	—	
	区域 20-7	2053	ぬ	0.53	—	—	—	
	区域 20-8	2053	る	1.00	—	—	—	
	小計			687.29				
日高 南部	区域 21-1	2070	ぬ	7.00	—	—	—	
	区域 21-2	2070	わ	0.78	—	—	—	
	区域 21-3	2070	か	1.56	—	—	—	
	区域 21-4	2070	よ	1.02	—	—	—	
	区域 22-1	2073	ろ	0.40	—	—	—	
	区域 22-2	2073	は	1.00	—	—	—	
	区域 22-3	2073	に	3.53	—	—	—	
	区域 22-4	2073	り	0.63	—	—	—	
	区域 22-5	2073	ぬ	0.48	—	—	—	
	区域 22-6	2073	る	1.23	—	—	—	
	区域 22-7	2073	わ	0.43	—	—	—	
	区域 22-8	2073	よ	0.25	—	—	—	
	区域 23-1	2074	ろ	1.08	—	—	—	
		2074	は	3.00	—	—	—	
		2074	と	0.56	—	—	—	
	区域 23-2	2074	に	1.80	—	—	—	
	区域 23-3	2074	ほ	1.98	—	—	—	
	区域 23-4	2074	ち	1.53	—	—	—	
	区域 23-5	2074	ぬ	0.49	—	—	—	

森 林 管理署	区域番号	林班	小班	区画 面積 (ha)	採取希望時期			
					第 1 期			第 2 期
					1 年目	2 年目	3 年目 以降	
日高 南部	区域 23-6	2074	る	5. 26	—	—	—	
	区域 24-1	2076	ろ	1. 25	—	—	—	
	区域 24-2	2076	は	6. 16	—	—	—	
	区域 24-3	2076	に	3. 42	—	—	—	
	区域 24-4	2076	ほ	0. 75	—	—	—	
	区域 24-5	2076	ぬ	3. 95	—	—	—	
	区域 25	2077	に	1. 98	—	—	—	
	小計			51. 52				
合計				738. 81				

備考

- 1：本様式の提出は任意です。国の計画等の策定等の参考として使用します。提出しないことで不利な扱いを受けることはありません。
- 2：採取希望時期欄の希望する期に○印を記載してください。
- 3：第1期に採取を希望する箇所は1年目採取希望箇所と2年目、3年目以降とを分けて記載してください。
- 4：樹木の採取に関する基準への適合の必要性等により、希望どおりにならない場合もあります。
- 5：採取希望欄に「—」が記載されている箇所については、該当期間の終期まで採取することができない小班であるため、何も記載しないでください。